

带状疱疹予防接種についての説明書

1 予防接種を受けるにあたっての注意事項

法律に基づく带状疱疹の予防接種は、あくまでもご本人の意思に基づいて受けるものです。十分に医師から説明を聞き、理解をした上で予防接種を受けてください。

- (1) お知らせをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。
⇒ご不明な点があれば、担当の医師や看護師、市保健推進課にお問い合わせください。
- (2) 十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。
- (3) 予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。
基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。
- (4) 他の予防接種との接種間隔については、主治医とよくご相談ください。

2 带状疱疹ワクチン

带状疱疹ワクチンには生ワクチン（阪大微研：乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」）、組換えワクチン（GSK社：シングリックス）の2種類があり、接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なります。

生ワクチンは、1回の皮下に接種します。組換えワクチンは通常2か月以上の間隔をおいて筋肉内に2回接種します（病気や治療により免疫の機能が低下した又は低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます）

3 带状疱疹予防接種の効果

带状疱疹に対する予防効果は、生ワクチンは接種後1年時点で6割程度、5年時点で4割程度、組換えワクチンは接種後1年時点で9割程度、5年及び10年時点でそれぞれ9割、7割程度、また、带状疱疹の合併症の一つである带状疱疹後神経痛に対する効果は、接種後3年時点で生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。

4 予防接種を受けることができない方

- (1) 明らかな発熱（一般的に体温が37.5℃以上）のある方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 用いる予防接種の接種液（ワクチン）に含まれる成分によってアナフィラキシー（じんましん、腹痛や嘔吐、呼吸困難等の急性のアレルギー反応）を起こしたことが明らかな方
- (4) 病気や治療によって免疫力が低下している方（生ワクチンのみ）
- (5) その他、医師が不適当な状態と判断した場合

5 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- (1) 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液疾患、その他慢性の病気のある方
- (2) 予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方
- (3) 今までにけいれんを起こしたことのある方
- (4) 今までに免疫不全と診断されている方または近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (5) 带状疱疹ワクチン（生ワクチン、組換えワクチン）の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方
- (6) 輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方で生ワクチン接種を希望する方
（治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上経ってからの接種となります）

（裏に続きます⇒）

6 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

いずれの带状疱疹ワクチンについても医師が特に必要と判断した場合は、同時接種も可能です。(同時接種とは、同日・同時間に2種類以上のワクチンを左右の腕等、接種する場所を変えて接種することです。)

ただし、生ワクチン(阪大微研)については、他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。

7 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) 注射をした部分は清潔に保つようにしてください。入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- (3) 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

8 副反応

免疫をつけるためにワクチンを接種したとき、免疫がつく以外の反応がみられることがあります。これを副反応といいます。

- (1) 生ワクチン(阪大微研)では接種部位の赤み、はれ、痛み等がみられることがあります。
- (2) 組換えワクチン(GSK社)の主な副反応は、接種部位の痛みや筋肉痛などがの症状が確認されていますが、ほとんどが軽度から中等度であり、数日以内に回復しています。
- (3) 頻度は不明ですが、重大な副反応としてアナフィラキシーが現れることがあります。そのほとんどは接種後30分以内に起こりますが、まれにそれ以降(接種後4時間以内)に起こることもあります。同じく頻度は不明ですが、生ワクチンでは、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎、組換えワクチンでは、ショックが見られることがあります。
帰宅後も体調の変化に注意し、気になる症状が現れた場合は、速やかに医療機関を受診してください。

9 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分に聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合、また家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思が確認できなかったため接種をしなかった場合、带状疱疹に罹患、あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

10 予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種によって引き起こされたと認定された場合は、予防接種法に基づく給付(救済措置)を受けることができます。給付申請は綾部市を通じて行いますので、綾部市保健推進課(42-0111)までご相談ください。救済制度の詳細については、下記リンクをご覧ください。

厚生労働省ホームページ「予防接種後健康被害救済制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html

お問合せ先：綾部市保健推進課保健推進担当

綾部市青野町東馬場下15番地の6(綾部市保健福祉センター内)

電話：42-0111/FAX：42-5488 E-mail hokensuisin@city.ayabe.lg.jp